

横手市新型インフルエンザ等 対策行動計画

**平成26年4月
横 手 市**

【 目 次 】

I はじめに

| | |
|---------|---|
| 1 策定の経緯 | 1 |
|---------|---|

II 対策の基本方針

| | |
|------------------|----|
| 1 策定に当たっての基本的考え方 | 3 |
| 2 流行規模及び被害の予測 | 5 |
| 3 発生段階 | 5 |
| 4 関係機関の役割 | 6 |
| 5 対策の基本項目 | 7 |
| 6 実施体制 | 10 |
| <組織図> | 12 |
| <横手市の医療圏における連携図> | 13 |
| <各発生段階の実施体制・対応> | 14 |
| <市部局の主な対応> | 15 |

III 各段階における対策

| | |
|------------------|----|
| 1 未発生期 | 17 |
| (1) 実施体制 | 18 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 18 |
| (3) 情報提供・共有 | 18 |
| (4) 予防・まん延防止 | 19 |
| (5) 医療 | 19 |
| (6) 市民生活の確保 | 19 |
| 2 海外発生期 | 20 |
| (1) 実施体制 | 20 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 21 |
| (3) 情報提供・共有 | 21 |
| (4) 予防・まん延防止 | 21 |
| (5) 医療 | 22 |
| (6) 市民生活の確保 | 22 |
| 3 県内未発生期・発生早期 | 23 |
| (1) 実施体制 | 23 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 24 |
| (3) 情報提供・共有 | 24 |

| | |
|--|--------|
| (4) 予防・まん延防止 | 25 |
| (5) 医療 | 25 |
| (6) 市民生活の確保 | 26 |
| 4 県内感染期 | 27 |
| (1) 実施体制 | 27 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 27 |
| (3) 情報提供・共有 | 28 |
| (4) 予防・まん延防止 | 28 |
| (5) 医療 | 29 |
| (6) 市民生活の確保 | 29 |
| 5 小康期 | 30 |
| (1) 実施体制 | 30 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 30 |
| (3) 情報提供・共有 | 30 |
| (4) 予防・まん延防止 | 31 |
| (5) 医療 | 31 |
| (6) 市民生活の確保 | 31 |
| 《用語解説》 | 32 |
| (注) 本文中、*印が付された用語について、《用語解説》に掲載があります。 | |
| (例) 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ*1 (H5N1型) が発生しており、このウイルスが人へ感染し、死亡例も報告されている。 | |
| ※ 「高病原性鳥インフルエンザ」は、巻末に用語についての解説があります。 | |
| 《参考資料》 | |
| 世界保健機関（WHO）によるフェーズについて | 34 |

I はじめに

1 策定の経緯

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス*2 とはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック*3）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へと効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

国では2005年（平成17年）12月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備が進められ、2008年（平成20年）4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）2月、同行動計画の抜本的な改定を行った。

こうした中、2009年（平成21年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計された。死者数は203人で、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。県内では同年6月11日に患者が確認され、以降、患者は増加し、最初の流行が終息した時点で、入院患者は552人、死者数は2人であった。

この対策実施を通じて、病原性が季節性並であっても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたため、2011年（平成23年）9月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の更なる改定を行うとともに、2012年（平成24年）4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定された。

同年6月に同法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「国計画」という。）を策定した。

県でも新型インフルエンザ対策を医療体制確保のみならず、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、発生前の段階から効果的な総合対策を進めていくため、2014年（平成26年）1月に秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）を策定した。

市では、2013年（平成25年）6月に制定した「横手市新型インフルエンザ等対策本部条例」により体制を整備し、市が実施する具体的対策である「横手市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市計画」という。）を策定して、新型インフルエンザ発生による被害を最小限にし、市民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

II 対策の基本方針

1 策定に当たっての基本的考え方

(1) 目的

新型インフルエンザの発生時期や流行を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、交通手段の発達等により地球規模で大量の人が移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本、そして本県、本市への侵入は避けられないものと考えられる。

ひとたび病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザが流行すれば、健康被害は甚大となり、保健医療の分野だけでなく社会全体に影響が及び、市民生活、経済活動の破綻が危惧される。

こうした事態を生じさせないよう、市としては、県・近隣市町村・関係機関と連携し、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「市民生活を確保する」の2点を主たる目的として対策を講じていく。

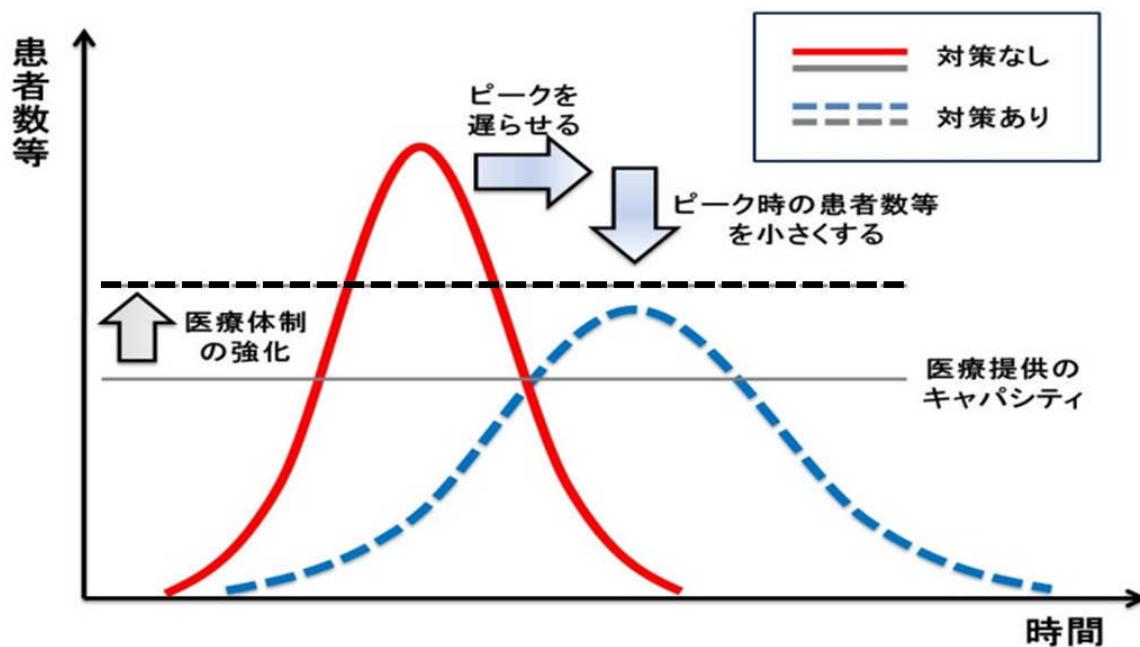
●感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる

- ・感染の拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

●市民生活を確保する

- ・市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

<対策の効果概念図>



(2) 基本的考え方

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図ることが重要である。

このため市では、実施体制である市対策本部の組織体制をフラット化し、最新の情報をより早くわかりやすく市民に提供し、ワクチンの接種体制の整備、患者や高齢者、障がい者への生活支援を受け持つとともに、日頃から国や県、関係機関との連携、情報共有に努めることとする。

なお、新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことを前提に、随時市計画を見直し、必要な修正を行っていくものである。

(3) 流行規模及び被害の予測

今後も新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、随時最新の科学的な知見を入れ見直すことから、正確な予測を行うことは非常に困難であるが、市計画を策定する前提を明らかにするため、流行規模及び被害の予測を行う。流行規模及び被害は県の示した数値に基づいて予測した。

(4) 発生段階

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めていくことが必要である。

市計画の策定に当たり、県計画が定める6つの発生段階で市も対応することとする。こ

れは、新型インフルエンザの流行は広範囲で同時進行することが予想され、市が独自の設定区分に基づいて行動することは非効率的であると考えられるためである。

(5) 対策の基本項目

新型インフルエンザ対策の主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「市民生活を確保する」を達成するため6項目に分けて立案した。

県計画が分類する主要項目に基づき「実施体制」「サーベイランス*4・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「市民生活の確保」を市計画の基本項目とした。

2 流行規模及び被害の予測

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルス*5の病原性や感染力、人の免疫力、社会環境など多くの要素に左右され、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなり、都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送・交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予測される。

なお、実際に新型インフルエンザが発生した場合、この規模を超える事態となることもあり得ることを念頭に置くことが重要である。

また、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、衛生状況等については予測の前提とはしていない。

流行規模については、「**全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く**」という国の想定(国計画)をもとに、流行予測を行った。

〈流行規模及び被害の予測〉

| | 横手市 | 秋田県 | 全国 |
|-------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 受診患者数 | 約9,736～18,724人 | 約107,900～207,500人 | 約1,300～2,500万人 |
| 入院患者数 | 約397～1,497人 | 約4,400～16,600人 | 約53～200万人 |
| 死亡者数 | 約126～478人 | 約1,400～5,300人 | 約17～64万人 |
| 1日当たりの 最大入院患者数 | 約75人(中程度) 約298人(重度) | 約838人(中程度) 約3,311人(重度) | 約10.1万人(中程度) 約39.9万人(重度) |

*平成24年10月1日現在の人口割合から算出(秋田県人口：全国の0.83%)

3 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

市における発生段階の区分については、県計画の区分に倣い、その移行についても県の決定に合わせる。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないので、状況の変化に応じることが必要である。

＜発生段階＞

| 発生段階（国） | 発生段階（県） | 状態 |
|---------|---------|---|
| 未発生期 | 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 | 県内未発生期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 |
| | 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える段階 |
| 国内感染期 | 県内感染期 | 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者減少 |
| 小康期 | 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

4 関係機関の役割

（1）国の役割

国は、国全体の新型インフルエンザ等対策の体制の構築を行い、対策全体の基本方針を示すとともに、政府一体となった対策を強力に推進する。

また、医学公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、新型インフルエンザ等やワクチン等の調査・研究を推進する。

（2）県の役割

県は、感染症法等に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的に取り組む。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（3）市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、高齢者など要援護者への支援に関し主体的に対策を実施する。

（4）医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を行う。

また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定や、県平鹿地域振興局福祉環境部（横手保健所）が中心となって進める地域における医療連携体制の構築に協力し、発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（5）社会機能の維持に関わる事業者の役割

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

（6）一般事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛等、新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

（7）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時におけるべき行動など対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザでも行っている、うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

5 対策の基本項目

（1）実施体制

新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、市民や関係機関に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザは、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため危機管理担当課と公衆衛生担当課が中心となり、全庁一丸となった取り組みが求められる。

新型インフルエンザ発生前においては、公衆衛生担当課が中心となり、事前準備の進捗を確認し、関係各課が相互連携する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、全庁一丸となった対策を強力に推進する方針等を示すため、ただちに市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

また、国、県、保健所の対策に協力するとともに、医師会等の医療関係機関、学校、保育所のほか、事業者などの協力が不可欠である。さらに近隣市町村との協力体制を整備し、患者の流入や設備の活用等の情報交換および対策の連携を行う。

市は、市民からの新型インフルエンザの相談に対応するために、相談窓口を開設し、流行の推移に応じ、予防や医療体制に関する相談に加え、生活福祉等の多様な相談に対応できる体制とする。

(2) サーベイランス・情報収集

情報収集については、隨時、国、県などから情報を収集する。

さらに、地域医療体制の維持に携わるかかりつけ医、入院医療機関等との会議を開催するなど、情報共有、意見交換など緊密に行う。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザに関する情報については、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に適時適切に正確な情報を市民に発信し、社会混乱を起こさないことを目的とともに、市民に発信するメッセージについては、患者やその家族の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることに重点を置く。

また、関係機関等との連絡体制を整備し、迅速な情報共有を行うことにより、被害の拡大防止を図る。

<情報提供体制>

| 情報提供手段 | 担当課所室等 | 未発生期 | 海外 発生期 | 県内 未発生期 | 県内 発生早期 | 県内 感染期 | 小康期 |
|------------------|----------------|------|-----------|------------|------------|-----------|-----|
| 記者会見 | 秘書広報課 | → | → | → | → | → | → |
| 広報誌、ホームページ | 秘書広報課 | → | → | → | → | → | → |
| 安全安心メール、コミュニティFM | 秘書広報課・危機管理課 | → | → | → | → | → | → |
| パスポート申請窓口 | 市民課 | → | → | → | → | → | → |
| 学校、施設等を通じた情報提供 | 学校教育課・各施設管理課 | | → | → | → | → | → |
| 高齢者等への訪問等による情報提供 | 高齢ふれあい課・包括センター | → | → | → | → | → | → |
| 相談窓口 | 健康推進課 | → | → | → | → | → | → |

(4) 予防・まん延防止

予防とまん延防止対策としては、市民に対してうがい、手洗い、咳エチケット、マスク着用等基本的予防策の実施を広く呼びかける。

学校、保育所等では集団感染になる可能性が高いことから、必要に応じて臨時休業等を実施する。

外出や集会の自粛の要請や一部の事業の自粛の要請等の対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

なお、実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することが重要である。

予防接種については、国・県との連携し、医師会等の協力を得て、県内発生前に医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団接種を行う。ワクチンは事前に準備されているプレパンデミックワクチン*6とする。製造に一定期間が必要だが確実に有効なパンデミックワクチン*7の供給が可能になり次第に一般住民の集団接種を開始する。

(5) 医療

海外発生期には、新型インフルエンザに感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来*8が確保され、同時に帰国者・接触者相談センター*9が設置される。市は、この帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの周知を行う。

県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ患者等は感染症指定医療機関*10等に入院させる。

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が診られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えられる。

なお、患者数が大幅に増加し臨時医療施設を市施設に設置する場合も想定し、会場及び人員等の計画を策定しておくものとし、在宅療養の患者に対しても支援体制を整備しておくこととする。

(6) 市民生活の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が8週間程続くと予想されている。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが予想され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の市民生活を維持することすらできなくなる恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、事前に十分な準備を行うとともに、新型インフルエンザ等に対応した事業継続計画を策定し、職員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業者の勤務体制などをあらかじめ定める。

具体的な市民生活への対応としては、高齢者等要援護者への支援、在宅療養する患者等への支援、ごみ収集やし尿処理機能の確保、安定的な水の提供を行い、各事業所に対しては状況に応じて活動の支援及び自粛の要請を行う。

万が一、新型インフルエンザによる死者が多数発生した場合に備えて関係機関と連携し、火葬場、遺体安置所の確保等を図る。

6 実施体制

(1) 「横手市新型インフルエンザ等対策本部」

市新型インフルエンザ等対策本部は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長が設置する。(横手市新型インフルエンザ等対策本部条例)

●会議の開催

新型インフルエンザの市内発生に備えた情報共有、危機対策を全庁的に進めるため、「横手市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催

●組織

- ・本部長…………市長
- ・副本部長…………市長が任命するもの
- ・本部員…………副市長、教育長、消防長、各部局長、市立病院事務局長
平鹿総合病院事務長（特別本部員）
- ・事務局…………危機管理課、健康推進課
- ・オブザーバー…横手市医師会長、平鹿総合病院長、横手保健所長、横手警察署長

●主な所掌事務

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 発生時における市民等への支援・指導に関する事項
- (3) 発生時における被害拡大防止に関する事項
- (4) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (5) その他必要な事項

(2) 「横手市新型インフルエンザ等対策連絡部」

対策本部からの指示事項を的確に処理するため、市対策本部の下に連絡部を置く。

●会議の開催

●組織

- ・部長…………総務企画部長
- ・副部長…………健康福祉部長
- ・本部員…………各関係課課長
- ・事務局…………危機管理課、健康推進課

●主な所掌事務

- (1) 本部長への報告
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 対策実施のための諸調整
- (4) その他必要な事項

(3) 「秋田県新型インフルエンザ等対策平鹿地域現地対策本部」との連携

県平鹿地域振興局現地対策本部とは対象となる範囲も重なり、その果たすべき役割についても十分な確認の上、調整かつ協同が必要なことから、会議等の合同開催も含め、強力な連携の体制をとる。

（4）横手市の医療圏における広域連携について

湯沢雄勝地域、大曲仙北地域、由利本荘市の東由利地域、岩手県西和賀町の湯田地域については、横手市内の病院等への患者流入が考えられるため、各市町村の対策本部と連携を取り、患者発生状況や病院の情報の共有、ワクチン接種等の対策の同時進行について進めいく。

<組織図>

市新型インフルエンザ等対策本部

- * (新型インフルエンザ発生)
「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」⇒直ちに市対策本部設置

本部長 : 市長
副本部長 : 市長が任命する者

本部員 : 副市長、教育長、消防長
総務企画部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長
農林部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長
教育総務部長、教育指導部長、議会事務局長、各地域局長
横手病院事務局長、大森病院事務局長
平鹿総合病院事務長（特別本部員）

事務局 : 危機管理課
健康推進課

オブザーバー :
横手市医師会長、平鹿総合病院長
横手保健所長、横手警察署長

↔ 連携

対策連絡部

- * 市対策本部の設置要請に基づき設置

総務企画部長
健康福祉部長

各関係課長

事務局
危機管理課
健康推進課

県（平鹿地域振興局）現地対策本部

- * 県対策本部の設置要請に基づき設置

地域振興局長

総務企画部長、福祉環境部長
農林部長、建設部長
教育事務所長、警察署長

事務局
総務企画部
福祉環境部

<横手市の医療圏における連携図>



※【 】は窓口となる担当課

連携の内容

- ・患者の発生等に関する情報の共有。
- ・病院の病床数等に関する情報の共有。
- ・各市町村が行う対策内容の相互理解と連携による実施。

<各発生段階の実施体制・対応>

| 発生段階 | 県実施体制 | 県対応 | 市実施体制 | 市対応 |
|--------|--|---|--------------------------------|--|
| 未発生期 | 府内連絡会議 地域保健連絡会議 | 発生に備えた準備、検討 | 府内連絡会議 | ・発生に備えた準備、検討 |
| 海外発生期 | 県対策本部 連絡部 府内連絡会議 (現地対策本部) 地域保健連絡会議 | 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表により、「 県内警戒宣言 」を行う。 | 府内連絡会議 市対策本部 市連絡部 | ・情報収集、提供 ・感染予防対策の周知 ・電話相談窓口の設置 ・ワクチンの接種（プレパンデミックワクチン） |
| 国内発生早期 | 県内未発生期 県内発生早期 | 県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議 県内ではじめての患者（疑似症患者を含む。）の発生を確認した場合に、「 県内発生宣言 」を行う。 | 市対策本部 市連絡部 市対策本部 市連絡部 | ・発生状況の把握 ・適切な情報提供 ・感染防止策、拡大防止策の徹底 ・電話相談体制の強化 ・ワクチンの接種 |
| 国内感染期 | 県内感染期 | 患者（疑い含む。）の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合等には、県内感染期への移行の発表を行う。 *国において「 緊急事態宣言 」がされた場合 緊急事態宣言がされた旨の発表を行う。（*「 県内緊急事態宣言 」の発表も検討） *患者の減少に至る時期の場合 患者のピークを過ぎたこと等を確認した場合は、新興感染症部会の意見を聴き、その旨の発表を行う。 | 市対策本部 市連絡部 | *業務継続体制への移行 ・市施設の閉鎖 ・市事業の中止、延期 ・学校の臨時休業 ・不要な外出、集会等の自粛要請 ・電話相談体制の拡充 ・ワクチンの接種 ・要援護者への生活支援 ・火葬の適切な実施と遺体安置所の確保 |
| 小康期 | 連絡部 府内連絡会議 地域保健連絡会議 | 国的小康期への移行の発表により、流行が収まった旨の発表を行う。 | 市連絡部 府内連絡会議 | ・各制限、休業、自粛等の解除 ・第二波の早期探知と対応評価と見直し |

＜市部局の主な対応＞

| 部局名 | 主な役割 |
|-------|--|
| 共 通 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政機能の維持に関すること ・市民の生活支援に関すること ・職員の感染・まん延防止に関すること ・県の各部局からの情報収集に関すること ・所管する会議・イベント等の調整に関すること ・所管する施設の臨時休館等の調整に関すること |
| 総務企画部 | <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部及び庁内連絡会議に関すること ・県対策本部との連絡調整に関すること ・市長、副市長の日程調整に関すること ・全庁的な危機管理に関すること ・広報、記者会見に関すること ・職員の人事・服務に関すること ・職員の健康管理に関すること ・情報収集の総括 ・国・県への緊急要望に関すること ・外国人への支援に関すること |
| 財務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策予算措置に関すること ・市有施設の活用に関すること ・公用車の利用に関すること ・必要物品の調達に関すること ・市税等の徴収猶予及び減免に関すること |
| 市民生活部 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関すること ・火葬に関すること |
| 健康福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関すること ・医療機関との連絡調整に関すること ・ワクチンの接種及び確保に関すること ・市内幼稚園、保育所に関すること。 ・幼児の安全確保に関すること。 ・社会福祉施設に関すること ・在宅要援護者の支援に関すること |
| 農林部 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達、斡旋に関すること ・農林畜産物の安定供給に関すること |
| 商工観光部 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の支援、自粛に関すること ・中小企業に対する金融措置に関すること ・宿泊施設等に関すること |

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 教育委員会 | ・市立小中学校に関すること ・児童及び生徒の安全確保に関すること |
| 各地域局 | ・各地域における対策の実施に関すること |
| 消防本部・署 | ・患者の搬送に関すること |

1 未発生期

III 各段階における対策

発生段階ごとに、目標に基づき、主な対策、主要6項目（1実施体制、2サーベイランス・情報収集、3情報提供・共有、4予防・まん延防止、5医療、6市民生活の確保）の具体的な対策を定め実施する。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

1 未発生期

- ・新型インフルエンザが発生していない状態
- ・海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況

<目標>

- 1 新型インフルエンザ発生に備えた体制の整備
- 2 新型インフルエンザ対策の普及・啓発
- 3 国、県との連携した発生の早期確認

<主な対策>

- 1 新型インフルエンザ対策行動計画等の策定
- 2 新型インフルエンザの情報収集・提供
- 3 新型インフルエンザに備えた連携体制の確認
- 4 感染予防対策の周知
- 5 医療体制の整備状況の把握
- 6 支援を必要とする市民への生活支援体制の検討

1 未発生期

1 – (1) 実施体制

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-----------------------|
| <p>● 行動計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">特措法の規定に基づき、また、国計画及び県計画を踏まえ、市計画を策定し、必要に応じて隨時見直しを行う。庁内に市計画及び関連情報を伝達し、情報の共有化を図る。市職員が新型インフルエンザに罹患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の市職員が罹患した状況でも新型インフルエンザ対策が十分に実施されるよう、また行政サービスの過剰な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。県及び近隣市町村、関係機関と情報交換を行うとともに、連携・緊急連絡体制を整備する。 | 危機管理課 健康推進課 各部局 |

1 – (2) サーベイランス・情報収集

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--|
| <p>● 発生情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">国や県等が発信する新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る情報を収集する。学校、幼稚園、保育所における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 農業振興課 学校教育課 教育総務課 子育て支援課 |

1 – (3) 情報提供・共有

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--------------------------------|
| <p>● 市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザの基本的知識や標準予防策*11について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況や予防策等の情報提供を行う。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 市民課 |

1 未発生期

1 – (4) 予防・まん延防止

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-------------------------|
| ● 感染予防とまん延防止策 <ul style="list-style-type: none">市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどの基本的な感染予防対策の啓発を図る。市の施設及び職場における感染予防策を市職員に周知する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |
| ● 衛生資器材の確保等 <ul style="list-style-type: none">消毒薬、マスク等の備蓄及び業務に従事する職員の感染予防のための感染防護服の整備を図る。 | |
| ● ワクチンの接種体制 <ul style="list-style-type: none">速やかにワクチンを接種するための体制を構築するとともにワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行う。 | |

1 – (5) 医療

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-------------------------|
| ● 地域医療体制の構築 <ul style="list-style-type: none">帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備協力や、感染症指定医療機関等での入院患者受入れ準備協力をを行う。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |

1 – (6) 市民生活の確保

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-------------------------------|
| ● 要支援者等への支援 <ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の把握とともに、生活支援、搬送、死亡時等の対応の検討を行う。 | 危機管理課 市長公室 社会福祉課 |
| ● 食料品等の確保 <ul style="list-style-type: none">市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。 | 高齢ふれあい課 包括支援センター 消防本部・署 |
| ● 遺体に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none">火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。 | 市民課 各施設所管課 |

2 海外発生期

2 海外発生期（国：未発生）

- ・海外で新型インフルエンザが発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

◎国による新型インフルエンザ発生の公表⇒知事による「県内警戒宣言」

<目標>

- 1 国内発生に備えた全庁的な体制の構築
- 2 新型インフルエンザ発生に関する情報収集の強化及び情報提供
- 3 県、横手保健所及び医療機関等、関係機関との連携確立

<主な対策>

- 1 市対策本部会議の開催（市対策本部が設置されるまでは府内連絡会議を開催）
- 2 新型インフルエンザの情報収集・提供
- 3 関係機関との連携体制の強化
- 4 感染予防対策の周知
- 5 電話相談窓口の設置
- 6 医療体制の整備状況の把握
- 7 ワクチンの接種（プレパンデミックワクチン）
- 8 支援を必要とする市民への生活支援体制の整備

2-（1）実施体制

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-----------------------|
| <p>● 対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・府内連絡会議（部局長会議等）において、県内発生に備え市新型インフルエンザ等対策本部設置の要否を検討する。ただし、国が緊急事態宣言を行った場合、県が対策本部を設置した場合には、速やかに対策本部を設置する。・市対策本部会議を必要に応じて開催し、発生に備えた準備を整える。・引き続き、市職員が新型インフルエンザ等に罹患し、本計画が実行できなくなることがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。 | 危機管理課 健康推進課 各部局 |

2 海外発生期

2 – (2) サーベイランス・情報収集

| 具体的対策 | 担当 |
|---|--|
| ● 発生情報の収集 | |
| ・WHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集する。 | 秘書広報課 |
| ・引き続き学校、幼稚園、保育所における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。 | 危機管理課 |
| ・発生国への社員派遣会社からの帰国者情報を収集する。 | 健康推進課 |
| ・関係部署からの情報を共有する。 | 農業振興課 学校教育課 教育総務課 子育て支援課 商工労働課 |

2 – (3) 情報提供・共有

| 具体的対策 | 担当 |
|---|--------------------------------|
| ● 市民への情報提供 | |
| ・新型インフルエンザの発生状況、基本的知識や標準予防策、受診方法等について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。 ・海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザの発生状況や個人が取るべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 市民課 |
| ● 相談窓口の設置 | |
| ・新型インフルエンザQ&A等を活用し、市民からの相談に対応できるよう電話相談窓口を設置する。 | |

2 – (4) 予防・まん延防止

| 具体的対策 | 担当 |
|---|--|
| ● 感染予防とまん延防止策 | |
| ・引き続き、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどの感染予防対策の周知を図る。また、自分が患者になった場合の行動について理解促進を図る。 ・市内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設での感染予防対策の周知を図る。 ・事業所及び民間施設等に対し、感染予防対策を勧奨する。 | 秘書広報課 健康推進課 学校教育課 子育て支援課 社会福祉課 高齢ふれあい課 商工労働課 |
| ● ワクチンの接種 | 各地域局 |
| ・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するとともに、整い次第、県と連携し、医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。 ・県と連携し、パンデミックワクチンを全市民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な準備を進める。 | |

2 海外発生期

2－（5）医療

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-------------------------|
| <p>● 帰国者・接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生国からの帰国者が相談する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置を周知する。 ・また、必要に応じ帰国者や濃厚接触者の帰国者・接触者外来等への搬送に協力する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |

2－（6）市民生活の確保

| 具体的対策 | 担当 |
|--|---|
| <p>● 要支援者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時等の具体的対応の検討を行う。 | 秘書広報課 社会福祉課 高齢ふれあい課 包括支援センター 消防本部・署 商工労働課 市民課 各施設所管課 各地域局 |
| <p>● 食料品等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。 | |
| <p>● 事業活動の自粛等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報収集に努め、事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう周知する。また、状況によっては、新型インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨が要請されるため、その周知をする。 | |
| <p>● 遺体に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての確保を行う。 | |

3 県内未発生期・県内発生早期

3 県内未発生期・県内発生早期（国：発生早期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態（県内未発生期）
 - ・県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ◎ 国内患者発生の発表⇒知事による2回目の「県内警戒宣言」
- ◎ 県内ではじめての患者の発生の確認⇒知事による「県内発生宣言」

<目標>

- 1 県内（市内）発生に備えた全庁的な体制の構築
- 2 徹底した封じ込め対策による感染拡大の防止
- 3 適切な情報提供による混乱防止
- 4 関係機関と連携した対策の強化
- 5 医療体制の確保

<主な対策>

- 1 新型インフルエンザの発生状況の把握
- 2 感染防止策、拡大防止策の徹底
- 3 市民に対する適切な情報提供
- 4 電話相談体制の強化
- 5 医療体制の確保のための関係機関への協力
- 6 ワクチンの接種

3-（1）実施体制

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-----------------------|
| <p>● 対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">・市対策本部会議を開催し、具体的な対策を実施するとともに、市内発生に備えた準備を整える。・市対策本部会議を開催し、感染予防策及び拡大防止策を徹底する。（県内発生の場合）・引き続き、市職員が新型インフルエンザ等に罹患し、本計画が実行できなくなることがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。 | 危機管理課 健康推進課 各部局 |

3 県内未発生期・県内発生早期

3-（2）サーベイランス・情報収集

| 具体的対策 | 担当 |
|---|---------|
| ● 発生情報の収集 | |
| ・引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集するとともに対策等に関する情報を収集する。 | 秘書広報課 |
| ・学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況を把握する。 | 危機管理課 |
| ・市内の宿泊施設で新型インフルエンザ発生地域からの宿泊客等がいないかの情報を収集する。 | 健康推進課 |
| ・市内事業所への感染予防対策の徹底呼びかけをする。 | 学校教育課 |
| ・発生国への社員派遣会社からの情報収集をする。 | 子育て支援課 |
| ・関係部署からの情報を共有する。 | 社会福祉課 |
| | 高齢ふれあい課 |
| | 商工労働課 |
| | 観光物産課 |
| | 各部局 |

3-（3）情報提供・共有

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-----------------------------------|
| ● 市民への情報提供 | |
| ・新型インフルエンザの関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民に発信するとともに混乱防止を図る。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 子育て支援課 |
| ● 学校等での対応 | |
| ・新型インフルエンザの県内（市内）発生状況について、園児・児童・生徒を通じて保護者に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。また、臨時休業時の対応について周知する。 | 学校教育課 |
| ● 相談窓口の設置 | |
| ・状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。 | |

3 県内未発生期・県内発生早期

3-（4）予防・まん延防止

| 具体的対策 | 担当 |
|---|--|
| ● 感染予防とまん延防止 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 学校教育課 教育総務課 子育て支援課 社会福祉課 高齢ふれあい課 商工労働課 観光物産課 各部局 |
| ・引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及徹底を図る。また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。 | |
| ・新型インフルエンザ発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、幼稚園、保育所の臨時休業、集会の自粛等、感染拡大を出来る限り抑えるための対策について周知を行う。 | |
| ・高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。 | |
| ● 集会等の自粛 | |
| ・状況に応じ、市が主催する催し物等各種行事を中止・延期する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力要請する。 | |
| ● ワクチンの接種 | |
| ・県と連携し、パンデミックワクチンの接種を実施する。 ・接種の実施に当たり、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として集団的接種を行う。 | |

3-（5）医療

| 具体的対策 | 担当 |
|------------------|-------------------------|
| ● 医療体制の構築 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |

3 県内未発生期・県内発生早期

3-（6）市民生活の確保

| 具体的対策 | 担当 |
|--|---|
| ● 要支援者等への支援 <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時等の対応等についての支援体制を確保する。 | 秘書広報課 社会福祉課 高齢ふれあい課 包括支援センター 消防本部・署 |
| ● 食料品等の確保 <ul style="list-style-type: none">・市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう奨励する。 | 商工労働課 市民課 |
| ● 遺体に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none">・火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業等に必要となる人員の確保ができるよう準備を行う。 | 各施設所管課 各地域局 |

4 県内感染期

4 県内感染期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

◎国において緊急事態宣言がされた場合、緊急態宣言がされた旨の発表を行う。

⇒知事による「県内緊急事態宣言」の発表も検討。

<目標>

- 1 医療体制の維持
- 2 健康被害を最小限に抑える
- 3 市民生活、及び経済活動への影響を最小限に抑える

<主な対策>

- 1 市の施設の閉鎖及び学校等の臨時休業
- 2 不要不急の外出、集会等の自粛要請
- 3 行政サービスの維持
- 4 電話相談体制の拡充
- 5 ワクチンの接種
- 6 支援を必要とする市民等への生活支援

4 – (1) 実施体制

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-----------------------|
| <p>● 対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">・市対策本部会議を開催し、全庁的な対策を一層強化するとともに、流行を抑制する対策を行う。・市対策本部長の決定に基づき、市の業務を業務継続体制に移行する。・市の業務継続計画に基づき、行政サービスを維持する。 | 危機管理課 健康推進課 各部局 |

4 – (2) サーベイランス・情報収集

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--|
| <p>● 発生情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集するとともに対策等に関する情報を収集する。・学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況を把握する。・関係部署からの情報を共有する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 学校教育課 教育総務課 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 各部局 |

4 県内感染期

4－（3）情報提供・共有

| 具体的対策 | 担当 |
|--|---|
| <p>● 市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民に発信するとともに混乱防止を図る。 ・状況に応じて示される国・県の対処方針を市民、関係機関に周知する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 教育総務課 |
| <p>● 学校等での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの県内（市内）発生状況について、園児・児童・生徒を通じて保護者に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。また、臨時休業時の対応について周知する。 | |
| <p>● 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。 | |

4－（4）予防・まん延防止

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-----------------------------------|
| <p>● 感染予防とまん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に感染予防策、拡大防止策を徹底するとともに、可能な限り外出を控えるよう要請する。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |
| <p>● 集会等の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の関連施設を閉鎖し、原則市が主催する行事等は中止または延期する。 ・大規模集会や興行等、不特定多数が集まる活動について、自粛協力を強く要請する。 | 管財課 各地域局 各教育機関 観光物産課 |
| <p>● 公共施設等の臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、市立保育所については状況に応じて臨時休業を実施する。 ・私立幼稚園・保育園については状況に応じて臨時休業の実施を要請する。 | 学校教育課 教育総務課 子育て支援課 社会福祉課 |
| <p>● 事業者等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び社会福祉施設に対し、感染予防策・拡大防止策を要請する。 ・集客施設、宿泊施設等の営業自粛、企業活動の縮小等、拡大防止策への協力を要請する。 | 高齢ふれあい課 商工労働課 各地域局 関係部署 |
| <p>● ワクチンの接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県との連携により、パンデミックワクチンの接種を実施する。 | |

4 県内感染期

4－（5）医療

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--|
| <p>● 在宅で療養する患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・国や県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 社会福祉課 高齢ふれあい課 包括支援センター 市民課 各施設所管課 |

4－（6）市民生活の確保

| 具体的対策 | 担当 |
|--|---------------------------------------|
| <p>● 要支援者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。 | 秘書広報課 社会福祉課 高齢ふれあい課 包括支援センター |
| <p>● 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none">・水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 | 消防本部・署 水道課 |
| <p>● 省エネ等の協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none">・社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して電気・ガス・水道、その他資源の使用の抑制及びごみの減量についての協力を要請する。 | 商工労働課 市民課 各施設所管課 |
| <p>● 遺体に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none">・火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は臨時遺体安置所を確保するとともに遺体の保存作業等に必要となる人員を確保する。 | 各地域局 |

5 小康期

| 5 小康期 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行はいったん終息している状況 | |
| <目標> | |
| 1 市民生活及び経済活動の回復 2 流行再燃（第二波）への備え | |
| <主な対策> | |
| 1 市の施設の閉鎖の解除及び学校等の臨時休業の解除 2 外出の自粛等、社会活動の制限を終了 3 情報収集による第二波の早期探知 4 第一波対応の評価による各種対応の見直し | |

5 – (1) 実施体制

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-----------------------|
| ● 対策本部 <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の対応に関する評価、見直しを行う。 ・状況に応じて市対策本部を廃止する。 ・市の行政サービスを段階的に平常時の体制に戻す。 | 危機管理課 健康推進課 各部局 |

5 – (2) サーベイランス・情報収集

| 具体的対策 | 担当 |
|---|--|
| ● 発生情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、WHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集する。 ・引き続き、学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況を把握する。 ・関係部署からの情報を共有する。 | 危機管理課 学校教育課 教育総務課 子育て支援課 社会福祉課 高齢ふれあい課 各部局 |

5 – (3) 情報提供・共有

| 具体的対策 | 担当 |
|---|-------------------------|
| ● 市民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に小康期に入ったことを周知するとともに、引き続き、流行の第二波に備え、情報提供と注意喚起を行う。 ・情報提供体制を評価し、見直しを行う。 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 |
| ● 相談窓口の縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、相談窓口を縮小する。 | |

5 小康期

5 – (4) 予防・まん延防止

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--|
| ● 感染予防とまん延防止 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 管財課 各地域局 各教育機関 学校教育課 子育て支援課 高齢ふれあい課 商工労働課 関係部署 |
| ・流行の再燃に備えて、引き続き感染予防策、拡大防止策の徹底を図る。 | |
| ● 社会活動等の制限の解除 | |
| ・市民等への外出の自粛等、社会活動の制限を終了する。 ・市の関連施設の閉鎖を解除する。 ・小中学校、市立保育所の臨時休業を解除する。 ・事業所等への活動自粛の制限を終了する。 | |
| ● ワクチンの接種 | |
| ・引き続き、パンデミックワクチンの接種を行う。 | |

5 – (5) 医療

| 具体的対策 | 担当 |
|--|--|
| ● 在宅で療養する患者への支援 | 秘書広報課 危機管理課 健康推進課 社会福祉課 高齢ふれあい課 包括支援センター 市民課 各施設所管課 |
| ・県内感染期に引き続き、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 | |

5 – (6) 市民生活の確保

| 具体的対策 | 担当 |
|--|-------------------------|
| ● 要支援者等への支援 | 社会福祉課 高齢ふれあい課 市民課 |
| ・新型インフルエンザ流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障がい者等への生活支援を縮小・終了する。 | |
| ● 遺体に対する適切な対応 | 各施設所管課 |
| ・臨時遺体安置所は状況に応じて、順次閉鎖する。 | |

《用語解説》

* 1 高病原性鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザウイルスが種差を超えて、鳥から人へと感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合と限られるとされている。また、人から人への感染はきわめて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

* 2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックをひきおこすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニターゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

* 3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

* 4 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示す。

* 5 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のA型インフルエンザウイルスが発生し、人から人へ感染する能力をもったもの。

* 6 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）

* 7 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

* 8 帰国者・接触者外来

発生国から帰国した者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等有する人を対象とした外来

* 9 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した人又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する人から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

* 10 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

* 11 標準予防策

感染の有無にかかわらず、患者すべての血液、体液、分泌物、排泄物、粘膜、創傷皮膚は感染の可能性があるものとして考え、手洗い、個人的防護具（手袋、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン）の使用など、適切な感染予防策のこと。

* 12 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

《参考資料》

世界保健機関（WHO）によるフェーズについて

＜これまでのフェーズ＞（世界インフルエンザ事前対策計画における警報フェーズ）

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------|---|
| パンデミック間期 | ヒト感染のリスクは低い | 1 |
| 動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない | ヒト感染のリスクはより高い | 2 |
| パンデミックアラート期 新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生 | ヒト-ヒト感染は無いか、または極めて限定されている | 3 |
| | ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある | 4 |
| | かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある | 5 |
| パンデミック期 | 効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立している | 6 |

WHOは2009年の新型インフルエンザ（H1N1型）が大流行した際に警戒水準を示す6段階の「フェーズ」により混乱した教訓を踏まえ、2013年6月、6段階制を廃止し、「パンデミック」の宣言だけを行うことになると発表した。



＜新しい指針＞

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 通常期： | 「大流行と大流行のはざまのフェーズ」 |
| 新たなウイルスが発見された際： | 「警戒フェーズ」 |
| 世界的な大流行が確認された際： | 「パンデミックフェーズ」 |
| 危険度が低下した際： | 「移行フェーズ」 |